令和6年度第2回福島県社会福祉審議会 議事録

日 時 令和6年11月11日(月) 午後1時30分~3時40分 場 所 杉妻会館 4階 牡丹の間

(部企画主幹)時間前でございますが、あらかじめお配りした資料の確認をさせていただきます。次第及び出席者名簿、座席図、資料1、資料2-1、2-2、2-3、資料3-1、3-2でございます。お手元に不足する資料はございませんか。

また、出席者名簿に一部変更があります。次第の次のページの委員名簿を御覧ください。 22番の小林委員について、会場出席の予定でしたが、都合によりオンラインの出席となりましたので、お知らせいたします。

社会福祉審議会はオンラインによる出席も対応しております。本日は、委員5名がオンラインでの出席となっております。映像や音声に乱れが生じた場合には、コメント機能もしくは電話で事務局担当者へお知らせください。

(開 会)

(部企画主幹) それでは定刻となりましたので、ただいまより、「令和6年度第2回福島県社会福祉審議会」を開会いたします。私、議長に進行をお願いするまで司会を務めさせていただきます、福島県保健福祉部企画主幹の髙野剛と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に、福島県保健福祉部長の三浦爾より御挨拶申し上げます。

(保健福祉部長) 保健福祉部長の三浦でございます。開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃より本県の保健福祉行政の推進に多大なる御協力をいただいており、厚く御礼を申し上げます。

東日本大震災から13年8か月が経過いたしましたが、被災者の見守りや心身のケアの継続、県全域での医療・福祉・介護人材の確保など、本県を取り巻く課題は山積しております。こうした中、県といたしましても、本県の復興・創生が早期に実現できるよう、直面する課題に果敢に挑戦し、市町村、関係団体の皆様と共にしっかりと取り組んでまいります。

本日は、運営規程の改正、福島県保健医療福祉復興ビジョンの進行管理、及び県立社会福祉施設のあり方についての意見具申(案)について御審議いただくこととなっております。県立社会福祉施設のあり方につきましては、関分科会長をはじめ、専門分科会委員の皆様に、大変お忙しい中、三か月間にわたり、熱心な御審議と貴重な御意見をいただき、意見具申(案)をまとめていただきました。

本日は、審議会委員の皆様に、この意見具申(案)について御審議いただくこととなっておりますので、それぞれの御立場から忌憚のない御意見、御提案をよろしくお願いいたします。

本県の保健福祉行政を一層推進するため、引き続き、御支援と御協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(部企画主幹)委員の皆様の名簿及び本日の出欠状況につきましては、御手元の委員名簿のとおりとなりますので御確認ください。

また事務局職員については、先ほど御挨拶申し上げました保健福祉部長の三浦のほか、 御手元に配付しました事務局名簿のとおりです。 次に、定足数の確認をいたします。

現時点で、審議会委員22名のうち20名の委員が出席されております。これは、福島県社会福祉審議会条例第6条第4項に規定する「過半数の出席」を満たしておりますので、本会議は有効に成立しております。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行につきましては、福島県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員長が議長となります。

委員長には、挨拶を頂戴したのち、議事の進行をお願いいたします。

(鎌田委員長)会議前に御挨拶を一言申し上げます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本県の医療福祉のあり方を考える動向の一つとして、昨今の報道で、復興推進委員会等における住民の意向調査等の報告書を見ますと、気になる点がございます。調査の結果構築された資料と理解しておりますが、地域包括支援センターとか障害の相談センターや、帰還相談センターを仕事で承っている法人の代表としては、現場の職員から、「調査のための調査」という言葉が聞こえているところです。

調査を踏まえて、現場をどう改善していくのかというところまで視点がなかなか及んでいないというのが、実際のところ残念ながらあります。

本日は皆様方にお集まりいただいて、いろいろなポイントを見ていただいて、また、県立施設のあり方についても、後ほど御意見をいただくことになりますし、進行管理につきましても、人々の営みが背景にあるということを今一度御確認いただきながら、各団体の代表ということで、忌憚のない御意見をいただくとともに、地域に戻られましたら、関係当事者の方であるとか、あるいは専門職の方たちの現場からの声を、ぜひ引き上げるような仕組みを作っていただくところにも、今後も寄与していただきたいと思っているところです。

それでは、簡単ではございますが、会議前に御挨拶一言申し上げました。

これから着座にて、進行をさせていただきたいと思います。

はじめに、議事録署名人の指名ですが、私からご指名申し上げることとしてよろしいで しょうか。

(異議なし)

(鎌田委員長) ありがとうございます。それでは、福島県授産事業振興会副会長の村田純子委員、福島県手をつなぐ親の会連合会理事の森田孝子委員にお願いいたします。

それでは、審議事項に入ります。まず始めに、議題1「福島県社会福祉審議会運営規程 の改正について」事務局から説明願います。

(保健福祉総務課長) 保健福祉総務課課長の渡辺と申します。私から、議題1に関しまして、資料1を使って御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

議題1 福島県社会福祉審議会運営規則の改正についてでございます。

改正の内容につきましては、保育所部会の新たな調査審議事項に関するものでございます。

1 (1)の改正理由でございますが、令和6年4月1日に施行されました改正児童福祉法にて、児童生徒性暴力等を行ったことにより、保育士の登録を取り消された者について、改善更生の状況等により、保育士の登録を行うことができることとなり、この際、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならないとされました。

このことを踏まえまして、保育所に関する事項を調査審議していただいております保育 所部会において、保育士の登録に関する諮問について、答申を行うために所要の改正を行 うものでございます。

改正の内容につきましては、運営規程の第4条の条文を改正するものでございます。 保育所部会の下線の部分、保育士の登録に関する事項について追加する形になっており ます。

それから11の審議会の議決の部分につきまして、「若しくは保育士の登録」という部分が追加になってございます。改正児童福祉法の内容につきましては、点線囲みの参考部分にございます。

2行目に「特定登録取消者」となっておりますが、こちらが先ほど申し上げましたところで漢数字の一、二の部分に、児童生徒性暴力等を行ったことにより、登録を取り消されたものという部分が今回の法の改正の中身となってございます。これにつきましては、施行期日として本日議決をいただければ、本日からの施行という予定にしてございます。

2ページ以降を御覧いただきたいと思います。

2ページが新旧対照表となっておりまして、先ほど申し上げました中段の部分、保育所部会の調査審議事項の部分に、保育所の設置認可等の次に、「及び保育士の登録」という部分が追加されてございます。

3ページを御覧いただきまして、備考の欄でございますが、11に、審議会は保育所の設置認可等の後ろに、「若しくは保育士の登録に関して諮問を受けたときは、保育所部会の決議をもって審議会の議を経たものとする」という取扱いをしている部分でございます。なお附則の部分は施行日ということで先ほど御説明したとおりでございます。

4ページ以降でございますが、実際に今の改正内容を盛り込んだ規程の案となってございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(鎌田委員長) ただいま事務局から、「福島県社会福祉審議会運営規程の改正について」 説明がありましたが、御意見・御質問等はございますか。

(意見なし)

(鎌田委員長) それでは、お諮りしたいと思います。福島県社会福祉審議会運営規程を改正することについて、御異議ございませんか。

(異議なし)

(鎌田委員長) それでは、運営規程を改正することといたします。

それでは次の議題に移ります。議題 2 「福島県保健医療福祉復興ビジョンの進行管理について」です。事務局から説明願います。

(保健福祉総務課長) 続けて私から、議題2の「保健医療福祉復興ビジョンの進行管理」について、資料2-1と資料2-2を活用して、御説明をさせていただきたいと思います。 なお関係課長からも、あわせて説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 着座にて説明させていただきます。

まず資料2-1を御覧ください。概要と進行管理方法について簡単に御説明をさせていただきます。

おめくりいただいて、1ページ目でございます。

こちらは福島県保健医療福祉復興ビジョンの概要をまとめた資料となってございます。 当ビジョンは、福島県総合計画の保健医療福祉分野の部門別計画にあたりまして、期間 は総合計画と同様に、令和4年度から令和12年度までの9年間としております。中ほど 上の目指すべき将来の姿ですとか、基本理念に基づきまして、資料下段の5つの柱からな る主要施策を推進してまいるという形でございます。

2ページを御覧ください。

保健医療福祉にかかる関連計画の体系図となってございます。

総合計画を県の最上位計画として掲げまして、この部門別計画としてのビジョンが位置づけられております。

さらにビジョンが包括する主な個別計画として、表に記載の関連計画が位置づけられているところでございます。

このそれぞれの個別計画につきましては3年や6年などの期間で策定されておりまして、昨年度は、第三次健康ふくしま21計画ですとか、あるいは第8次福島県医療計画など多くの個別計画が改定されまして、今年度から新たな計画期間がスタートしているところでございます。

次のページを御覧ください。

具体的な進行管理方法でございますが、1の基本的な考え方、それから2の進行管理方法については、昨年の審議会でお諮りした内容と変更はございません。

基本的な考え方としましては、5つの主要施策ごとに施策の進行状況や指標の達成状況の点検を行い、点検結果について、委員の皆様からの御意見を頂戴して、PDCAサイクルにより検証していくという形をとらせていただいております。

次に、4ページを御覧ください。

進行管理の様式でございますが、こちらについても大きな変更はございません。

なお昨年の審議会でお諮りした、指標の達成状況につきましては、達成未達成の判定を変更しておりまして、また数値が公表されていない指標につきましても、予測分析に基づきまして達成見込みまたは未達成見込みの判定を行うこととしております。

昨年からの主な変更点といたしましては、審議会での御意見を踏まえ、施策の進行状況 につきまして、各主要施策の評価のまとめ資料を追加しております。ビジョン全体の進行 状況を見える化しているところでございます。

これらに基づきまして、資料2-2をもとに御説明をさせていただきたいと思います。 なお資料2-3につきましては、各個別指標の詳細をまとめた資料となってございます ので、今回は説明を割愛させていただきたいと思います。

では、資料 2-2 を御覧ください。 1 ページ目、主要施策ごとの施策の一覧と関連指標の達成状況でございます。

今年度からの新規指標を含め全体で114の指標がございます。

見込みを含め達成指標が37、未達成の指標が62となっておりまして、約4割程度の達成状況となってございます。

主要施策ごとの主な指標の達成状況について御説明いたします。

主要施策の1につきましては達成指標が9指標であり、健康寿命など健康増進等で一部 達成見込みがある一方で、生活習慣病の関連指標等が改善傾向にはあるものの、未達成の 状況となってございます。

主要施策につきましては、避難地域の医療機関の再開状況等は達成となっておりますが、 医師数や看護職員数等の関連指標は増加傾向にはあるものの、未達成の見込みとなってご ざいます。

主要施策3につきましては、代表指標である保育所待機児童数の割合等の指標は達成となっておりますが、合計特殊出生率や婚姻数等の指標が未達成の状況となってございます。

主要施策4につきましては、虐待防止研修の参加施設数など7の指標が達成となっており、昨年より増加をしておりますが、市町村地域福祉計画の策定率や介護職員数などの指標が未達成の状況でございます。

主要施策5につきましては、思いやり駐車場の協力施設や、犬猫の苦情件数などの達成指標が8となっており、昨年より改善をしておりますが、ふくしまHACCPの導入状況の指標等が未達成となってございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

各主要施策の評価として、今回から追加をさせていただいている資料でございます。

上段の主要施策1、全国に誇れる健康長寿県の実現につきましては、本県の健康寿命は、 がんや循環器医療といった生活習慣病の死亡率の減少等により、年々延伸傾向にございま すが、全国平均と比較すると低い状況が続いております。

健康指標の改善を図ることで、県民の健康寿命の延伸と、健康格差の縮小を目指してまいりたいと考えております。

がん検診に関する取組につきましては、指標の改善は見られたものの、胃がん・肺がん・大腸がんの検診受診率が目標値と大きな乖離がございますので、普及啓発や質の高い検診実施体制の整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、右側の主要施策2 質の高い地域医療提供体制の確保についてでございます。

医療施設従事医師数、就業看護職員数は増加傾向にはありますが、継続した医療人材の 確保が課題となっております。

県内外の医学部生に対する修学資金の貸与や医師の県内への招聘、県立医科大学との連携による医師確保対策等を実施してまいります。

避難指示が解除された各市町において、少なくとも1施設の医療機関が開設・再開しております。双葉地域の中核となる病院の整備が検討されており、令和11年度以降開院の 見込みとなっております。医療機関等の診療再開に向け引き続き支援をしてまいります。

下段の左側、主要施策3でございます。安心してこどもを産み育てられる環境づくりについてでございますが、婚姻数や合計特殊出生率などは減少傾向であり、出会いや結婚出産の希望をかなえる取組について効果的な事業の構築を進めてまいります。

保育所等の整備により、待機児童数は減少傾向にありますが、小児科医師や保育士等の人材確保に取り組むとともに、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援を強力に推進してまいります。

下段の真ん中、主要施策4のいきいき暮らせる地域共生社会の推進についてでございます。市町村地域福祉計画につきましては、人口規模の小さい町村の計画が未策定の傾向にあります。市町村に向けた計画の策定支援や重層的支援体制整備事業の実施に関する支援等を継続してまいります。

介護関係職種の有効求人倍率は他業種に比べ、高い状況にございます。介護の仕事に関する魅力発信を行い、介護職の増加を図るとともに、働きやすい環境の整備、人材育成の支援などを行ってまいります。

主要施策5の誰もが安全で安心できる生活の確保についてでございます。ふくしまHACCPの導入率は、事業者の自主的な導入により増加しておりますが、目標値の達成に向け、食品事業者を対象とした研修会の開催など、プッシュ型の導入推進を図るとともに、アプリの手引書や動画等活用しPRを進めてまいります。

以上が概要の説明となります。

次に、各主要施策の代表的な取組状況について、主要施策ごとに代表する担当課の課長から説明させていただきます。

(健康づくり推進課長)健康づくり推進課長の本田です。

主要施策1「全国に誇れる健康長寿県の実現」について御説明します。

3ページを御覧ください。主要施策 1 は、5 つの施策で構成されており、4ページから 9ページまで取組の概要を記載しております。本日は主な取組として施策 1、2 及び 3 について説明します。関連しますので 4ページと 5ページを併せて御覧ください。

本県はがん、心疾患、脳血管疾患の死亡率が高く、そのリスク要因となるメタボや肥満、 喫煙に関する指標が全国ワーストクラスです。生活習慣病で亡くなる方を減らすには、これらリスク要因となる指標の改善が喫緊の課題です。

このため、4ページ施策1「健康を維持、増進するための環境づくりの推進」のふくしまメタボ改善チャレンジ事業として、健民アプリを活用して毎日体重と歩数を記録することで適正体重を目指す取組や、5ページ施策2「生活習慣病を予防するための環境づくりの推進」のたばこの健康影響対策事業として、たばこ川柳コンテストやライトアップキャンペーンなどに取り組みました。

6ページを御覧ください。施策3「がん対策」です。

県のがん検診受診率は目標値である60%を下回っており、受診率向上のための取組を強化する必要があります。このため、がん対策推進事業として、がん検診に関心を持ってもらうキャンペーンやイベントなど民間企業との連携による啓発や、休日に商業施設で検診を行うなど利便性に配慮した受診機会の確保に取り組んでまいりました。

主要施策1については、今年4月にスタートした第三次健康ふくしま21計画において「みんなでチャレンジ!減塩・禁煙・脱肥満」を重点スローガンに掲げ、県民の皆さんを始め、市町村や職域など関係機関と力を合わせ、オールふくしまで改善に向けた取組を推進し、全国に誇れる健康長寿県の実現を目指してまいります。主要施策1の説明は以上となります。

(地域医療課長)地域医療課長の中原でございます。

資料2-2の10ページをご覧ください。

主要施策2「質の高い地域医療提供体制の確保」についてです。主要施策2は、4つの施策で構成されており、施策1及び2についてご説明いたします。

資料11ページをご覧ください。施策1「医師、看護師等の医療従事者の確保と質の向上」についてです。資料中段、「施策の主な実施状況」の一段目、医療従事者修学資金貸与事業についてです。看護職員や理学・作業療法士、診療放射線技師等への修学資金の貸与による県内定着促進のほか、二段目、ふくしま医療人材確保事業により、県外医師の招聘や浜通りの医療機関への診療支援に要する経費を補助するなど、浜通りの医療提供体制の維持に取り組んでまいりました。引き続き、医療人材の安定的な確保と県内定着を図る必要があることから、これらの事業を継続的に実施してまいります。

資料12ページをご覧ください。施策2「安全、安心かつ質の高い医療提供サービスの確保」についてです。資料中段、「施策の主な実施状況」の三段目、避難地域等医療復興事業についてです。

避難地域の住民帰還と医療再生を加速させるため、避難地域等における医療機関の再開、新設、運営の支援に取り組むとともに、資料13ページの一段目、地域医療介護総合確保事業(在宅医療の推進)により、在宅医療に必要な機器整備の支援等に取り組んでまいりました。避難地域等の医療機関の再開等は目標どおり進展していることから、引き続き、在宅医療などの医療提供体制の整備、充実を含めて取組を継続してまいります。説明は以上です。

(こども・青少年政策課長) こども・青少年政策課長の斎藤です。

主要施策3「安心してこどもを生み育てられる環境づくり」の主な実施状況についてご 説明します。

16ページをご覧ください。主要施策 3 は 5 つの関係施策で構成されており、本日は施策 1 と 3 についてご説明します。

それでは17ページをご覧ください。施策1「出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現」より「結婚・子育て応援事業」でございます。当事業では、結婚を望む人が結婚し、安心してこどもを産み育てられる環境を築くため、ふくしま結婚・子育て応援センターとともに、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた各種事業を実施しております。

また、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、市町村が独自に実施する少子化対策を支援しております。

今後の対応方針でございますが、婚姻数は近年連続して減少している一方、未婚者の約7割が結婚を望んでいるという県民意識調査の結果を踏まえ、一層の出会いの機会を創出するため、市町村と連携した婚活イベントの実施や、結婚世話やき人の養成、マッチングシステム「はぴ福なび」の登録者の増加等に引き続き取り組むほか、新たに当該システムの機能強化を図るなど、これまでの取り組みを着実に進化させていくことにより成婚率の向上を図ってまいります。

また、令和6年度に引き続き、民間企業等と連携することで、福島で働く男女の出会いの機会を創出し、福島での結婚の希望がかなう環境づくりを進め、若者の地元定着を促進してまいります。

次に18ページをお開きください。市町村妊娠出産包括支援推進事業でございます。市町村が設置する「こども家庭センター」において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備できるよう、主に保健福祉事務所において連絡調整会議や研修会などを

開催し、体制の構築や機能充実のための支援を行っております。

また、伴走型相談支援及び経済的支援を実施する市町村に対して、経費の一部を補助するなど、財政面での支援も行っております。

今後とも、母子保健と児童福祉の連携による切れ目ない支援の実現に向け、こども家庭 センターの機能充実と未設置市町村に対する設置促進に取り組んでまいります。

次に20ページをお開きください。施策3「援助を必要とするこどもや家庭への支援」より、「こどもの心のケア事業」でございます。震災・原発事故により不安を抱えるこどもの心を見守っていくため、「ふくしまこどもの心のケアセンター」を設置して地域や学校等を訪問して相談支援を行っているところであり、今後もこどもの心に寄り添った支援に取り組んでまいります。

次に「ヤングケアラー支援体制強化事業」でございます。ヤングケアラーの早期発見と早期支援のため、関係機関に対する研修や、コーディネーターの配置に取り組んでいるほか、支援者向けのマニュアルの作成や、市町村への有識者の派遣等を行っているところであり、今後とも関係機関と緊密に連携しながら、適切な支援に努めてまいります。

主要施策3の主な実施状況は以上となります。

(社会福祉課長) 社会福祉課長の長尾でございます。よろしくお願いいたします。

主要施策4「いきいき暮らせる地域共生社会の推進」の主な実施状況についてご説明いたします。

23ページをお開きください。主要施策 4 は 4 つの施策で構成されており、指標数は 2 8 、達成が 7 、未達成が 1 6 となっております。

24ページをお開きください。施策1「県民一人一人がともにつながり支え合うことのできる社会づくりの推進」の主な事業の一段目、「地域共生社会構築支援事業」でございます。事業の概要としましては、地域共生社会の実現に向けた地域づくり強化のため、市町村支援及び人材育成に取り組んでおります。

なお、令和6年度末までに14市町村が地域福祉計画を策定完了する見込みであり、重層的支援体制整備事業は令和7年度から2市1町が追加実施する予定となっております。

25ページをお開きください。主な事業の三段目、「被災者の心のケア事業」でございます。心のケアの拠点として、心のケアセンターを県内各方部に設置し、保健師や心理士等による訪問活動や、市町村職員など支援者への研修会等を実施するなど、専門性の高い支援を行っています。

また、相双地域の精神医療提供体制の整備及び地域包括ケアシステムを推進するとともに、心のケアに関する普及啓発活動を行っています。さらに、県外避難者の身近な相談先として、県外で心のケアを行う団体等に委託し、戸別訪問や電話相談、サロン活動を行うなど、継続した支援に取り組んでいます。

26ページをお開きください。施策2「介護・福祉サービス提供体制・質の向上」の主な事業の二段目、「介護のしごと魅力発信事業」でございます。事業の概要としましては、小中学生の親子を対象とした介護イベントや若手介護職員を希望する高校に派遣する交流会等を実施するものです。今年度、介護イベントについては、夏休み期間中に県内6か所で実施した結果、279人が参加し、介護の仕事へ関心を持った児童の割合が約90%になりました。

また、若手介護職員を高校に派遣する交流会については、これまで9回実施した結果、165人が参加し、介護への関心の度合いが31%から79%へと48ポイント上昇しました。

次に、主な事業の三段目、「ICT 等を活用した介護現場生産性向上支援事業」でございます。介護施設等での人材不足が課題となっていることから、介護職員の負担軽減や離職防止、定着促進を図るため、県内介護事業所に対して介護ロボットや ICT を普及促進し、生産性向上を目指すこととしております。

今後は、今年度新たに開設したワンストップ型の相談窓口「ふくしま介護生産性向上支援センター」の活用を促すなど、事業者の多様なニーズを適切な支援につなげられるよう

効果的に取組を進めてまいります。

主要施策4の主な実施状況は以上でございます。

(食品生活衛生課長)食品生活衛生課長の遠藤でございます。よろしくお願いします。 主要施策5「誰もが安全で安心できる生活の確保」の主な施策についてご説明します。

30ページをお開きください。主要施策 5 は 6 つの施策で構成されており、本日は、主な取組として施策 1 「水道基盤の強化」と施策 2 「食品等の安全・安心の確保」について説明いたします。

31ページをお開きください。施策1「水道基盤の強化」です。ページ中ほどの表にあります施策の主な実施状況として、2つの事業を記載しております。まず、「水道事業基盤強化・広域連携推進事業」でございますが、将来にわたり水道サービスを持続可能なものとするため、水道事業の運営に必要な人材の確保・育成を目的に、水道事業体の若手職員を対象とした技術研修や会計研修を開催しております。また、併せて、水道事業の経営基盤の強化を図るため、圏域ごとに広域連携の検討会を開催し、水質検査や施設運転管理業務の共同委託、管路漏水調査の共同発注などの連携体制の構築に向け検討を行っております。

次に、「水道水質安全確保事業」でございますが、水道水や井戸水など飲料水の放射性物質検査を実施し、検査結果を速やかに各水道事業者に還元するとともに、県のホームページに検査結果を掲載し、県民の皆様に安心してお飲みいただけるよう情報発信をしております。引き続き、水道事業の基盤強化を推進するとともに、飲料水の放射性物質検査を実施し速やかな情報提供をすすめることで、安全な水道水を安定的に供給されるよう水道事業者を支援してまいります。

続きまして、32ページをお開きください。施策2「食品等の安全・安心の確保」です。ページ中ほどの表にあります施策の主な実施状況として、2つの事業を記載しております。 先ず、「福島県産加工食品の安全・安心の確保事業」でございます。本県では独自の食品衛生管理手法として、HACCPによる衛生管理に放射性物質対策を組み合わせた「ふくしまHACCP」を構築しております。この「ふくしまHACCP」の導入を進めるため、スマートフォンやタブレットを使用した「ふくしまHACCPアプリ」を開発するとともに、紙ベースでの手引書を作成し、これらを活用しながら研修会を開催することで、食品取扱業者における「ふくしまHACCP」の導入を推進しております。

また、これまで本県が実施した県産食品の放射性物質検査結果などを県内外のイベント等で情報発信を行うことで、県産食品の安全性の周知を図ってまいりました。

次に、「食品中の放射性物質対策事業」でございますが、本県産の農林水産物を原料とする加工食品を中心に放射性物質検査を実施し、県のホームページに検査結果を掲載することで、県産食品の放射性物質に対する不安の解消と風評の払拭を図っています。

引き続き、「ふくしまHACCP」の導入推進を図るとともに、食品の放射性物質検査結果について迅速かつ的確に情報を発信することにより、食品の安全・安心の確保を図ってまいりたいと考えております。

主要施策 5 の説明は以上となります。これをもちまして、資料 2-2 福島県保健医療福祉復興ビジョンの施策の進行状況に関する説明を終了します。

(鎌田委員長) ただいま事務局から、「福島県保健医療福祉復興ビジョンの進行管理」について説明がありました。委員の皆様から御意見・御質問等はございますか。 吉川委員お願いいたします。

(吉川委員) ただいまの説明には含まれていないことですが、指標の達成状況の資料2-3の38ページのところで、福祉サービス第三者評価の受審件数というところを見ますと、私も評価機関に所属しておりまして、ここに書いてある内容で「実績値が横ばい」となっておりますが、県で監査や法人への説明などで積極的に進められた効果が表れて、非常に今、希望する事業所が増えております。

今年度は私どもの評価機関だけでも15件ほどになっておりまして、新しく障害者の通 所施設だったりとか、あとは保育園だったりとか、例えば、市町村の保育園で、指定管理 に移行したところは必ず受けてくださいというようなことで、急遽、今年中にやりたいと いう申込みもありまして、今取り組んでいるところです。

あともう1点は、県や国の法改正で、障害者のグループホームにつきましても、来年度 以降、第三者評価や地域連携推進会議で外部の目を入れるように、ということで国から指 示されております。県内の障害のグループホームから第三者評価について、照会だとか実 施についての相談があるのですが、評価は60数項目にも及び、費用もかかることなので、 とても小規模グループホームで受審するのは現実的でないと思っております。

そこで、できればその評価項目の中からグループホームだけに該当するような評価項目を選び出していただいて、グループホーム用の第三者評価の項目とか、そういうことを県で決めて検討いただけると、対応できるかと思います。

今、義務でやっている社会福祉施設だけでなくて、様々な施設の申込みが増えてきている状況にございますので、ここの書きぶりは少し増えるような方向で変えていただければと思うのと、障がいのグループホームの評価項目について御検討いただければと思います。

東京都では、国が示した20数項目でやられていると聞いております。認知症高齢者の グループホームは、独自に20項目ほどで作っておりますので、低料金で実施できます。

障がい者の方たちが安心して暮らせる、またそういう権利を守られているとかそういったことを確認できるので、福島県としての評価項目を定めていただくと、障がい者のグループホームを運営されている人たちからの要請にも応えていけて、質の向上につながっていくんじゃないかと思いまして、検討をお願いしたいと思い、発言させていただきました。

(鎌田委員長) ありがとうございます。

資料2-3の38ページ、92番目の項目、福祉サービス第三者評価の受審件数の伸びについての御質問です。障がい者のグループホームの評価について、東京都ではシンプルな評価項目ができあがっているというお話ですとか、情報提供あったのですがいかがでしょうか。関係課長から、回答お願いいたします。

(社会福祉課長) 社会福祉課でございます。貴重な御意見ありがとうございます。

私どもとしても、県内の各施設、約4,000ほどあるのですけれど、ぜひともこの第三者評価、受けてほしいとPRを行っているところでございますが、今委員からあったとおり、一つ目は手間・手続が掛かるということ、二つ目は金銭的な負担が大きいという課題がございます。現在は高齢者の施設が中心でございます。

今お話があったとおり、私どもの第三者評価の対象として、高齢者の介護施設のほかに 児童もあったり、障がいもございますので、各施策あるいはその施設の状況に応じて評価 の内容について、改めて検討した上で、考えていきたいと思います。

(鎌田委員長) ありがとうございます。吉川委員よろしいでしょうか。そのほか、いかがでしょうか。

私からも一言よろしいですか。ページ数が分からないのですが、ヤングケアラーのところで、チェックシートを使うということで今進められているのですけれども、都内の話を聴くと、こどもたちとしては、「ヤングケアラーであることを他の方に知られたくない」という気持ちでおられるそうなんです。しかし、何が何でも探し出すのだという感じでチェックシートを使うということが教育機関で行われています。

これらの状況を踏まえると、チェックシートの中でも特にセルフチェックシート、自分でヤングケアラーかどうかということが自己判断できるような、そういうセルフチェックシートの方の活用に力を入れていただけると、ありがたいのかなと思っております。今日御説明いただいた資料の2-2の20ページ、支援者向けのチェックシートということで、第三者の周囲の方のチェックシートも重要なんですけれども、セルフチェックシートにも力を入れていくことが、やはり自覚を持たないヤングケアラーの方が多いので、ぜひその

辺りも、御検討いただけるとありがたいなと思います。

(児童家庭課長) 貴重な御意見ありがとうございます。

確かにチェックシート、大事でございますけれど、こどもによってはいろいろ、なかなか言いづらい部分もあったりとか、今、自分の家庭で支援しているのが、家族の助けになると思っているお子さんもいらっしゃいますので、引き続きこどもの心、気持ちを大切にしながら、チェックに取り組んでいきたいと考えております。また児童には、なるべく知っていただけるように、ヤングケアラーのカードを小学校1年生から高校3年生まで配って、なるべく自分の置かれた状況を知っていただくような取組も進めてまいりたいと考えています。

(鎌田委員長) ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お気づきの点など、御質問、御意見ございましたらどうぞ。オンラインで御参加の遠藤 委員よろしくお願いいたします。

(遠藤委員)健民アプリを活用して、自分の健康管理をやっているのですが、子育てとかそういう分野のアプリがあれば、若い人はいろいろな勉強とか、紹介とか、婚活とかにも役立つのかなと感じるところがありました。けっこう皆さん健民アプリは使っていて、私もそうですけど、いろいろサービスを受けられるところがありまして、今はインターネットが普及しているので、名前を隠したままアプリでいろんな情報を受けとるっていうこともできるといいのかな、なんて思いました。

(鎌田委員長) ありがとうございます。健民アプリの仕組みを子育てアプリにも活用ということで、特に匿名でも御相談できるシステムについての御提案というか、お話がございました。いかがでしょうか。

(こども・青少年政策課長) こども・青少年政策課長の斎藤でございます。

貴重な御意見ありがとうございます。

今のところそのようなアプリを我々で運用しておりませんが、そのような観点で、何かできるのか検討してまいりたいと思います。

また、婚活に対する支援というようなお話もありましたが、結婚マッチングシステムにつきましては運用させていただいております。

結婚支援というプライベートな部分の支援ということになると、そのマッチングアプリを、どのように活用していくのかというのが難しい面もありまして、その辺を十分に検討させていただきながら、何ができるのか考えていきたいと思っております。以上です。

(鎌田委員長)遠藤委員、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。 そのほか、いかがでしょうか。村田委員お願いいたします。

(村田委員) 私が考えているのは、全国のメタボ率に対して、福島県が1.5倍ぐらい多いということって、この原発事故での賠償金などで皆さん働かなくなってしまった。そして、お金で何ができるかって言ったら食べることだ。ということで、メタボが増えたんだなっていうことをすごく感じます。

私は南相馬市なんですけど、被災して避難したときに、みんなお弁当が油物とかでした。 そうじゃなくて、1番大切なことは、自分たちで手を動かすこと。おばあちゃんの作った お煮しめおいしいなとか、これでうまいもの作ってもらおうとか、材料を与えたり作った り、生きがいのあることをすればよかったと思っているんです。だからモノを与えるだけ ではダメなんです。

例えば今、結婚の問題もあるじゃないですか。若い方に聞くと、女の子は結婚したくないという。だから皆さん、モノをやれば結婚するとか思っているかもしれませんが、そう

ではないということ。その根本を考えていかないと。こども、子育て支援でも、今はお金をあげればいいということでやってますが、お母さんたちは今、働かなくても、こどもさんを預けることができて、そして、そのいただいたお金で、スマホのゲームを買ったりしている部分もあると思います。もう少し、みんなが汗をかくっていうことをしていかないと、この子たちも含めて、メタボにもなるし、結婚もしないということがそのまま続いていくんではないかということを、私は危惧しています。以上です。

(鎌田委員長) はい。ありがとうございます。

本県が経験した原発被災に関するところからの話もあり、健康にもお話が及びました。 既製品を活用するのではなく、農産品というか材料を提供して主体的な活動ができればいいなというお話も伺いましたし、あと結婚についても、やはりなかなか難しい局面を情報 提供しながらサポートしていこうというような、お話を伺ったように思うのですが、関係 部署の課長様方いかがでしょうか。はい。健康についてまずお願いいたします。

(健康づくり推進課長)健康づくり推進課の本田でございます。御意見ありがとうございます。

本県の健康指標の悪化の一つの要因としてはやはり、長期にわたる避難生活による、環境の変化というところがかなり大きく影響しているのではないかというふうに考えております。やはり健康の問題は、お1人お1人が自分のこととしてその健康問題を捉えるということが非常に重要だと考えており、スローガンの減塩・禁煙・脱肥満という比較的分かりやすい形で県民の皆さんにお伝えしているところですので、そこをしっかり共有して、一人一人が自分事としてとらえられるように働きかけていきたいというふうに考えております。

(鎌田委員長) ありがとうございます。

(こども・青少年政策課長) こども・青少年政策課長の斎藤です。

結婚という観点についてお話をさせていただければと思います。

先ほどの説明の中でも、県民の未婚の方のアンケートで、結婚したいという割合が、非常に多くなっている事実はございます。ただ、委員の御指摘のとおり、根本的な、結婚に前向きに向かっていけるような、情報提供であるとか、社会的な雰囲気づくり、そういったものが大事になってくると思っております。

別な会議で子ども子育て会議というものを開催しておりますが、公募委員の学生さんのお話によりますと、結婚に対して漠然とした不安がある、というお話を聞いています。

経済的な負担であったり、社会の見通しが暗いというようなところから、なかなか結婚に対して前向きにとらえられない、子育ての不安もある、子育てにたくさんお金もかかる、そういうネガティブな情報が伝わってきて、漠然とした不安を抱いているというお話も伺っております。そういう状況もございますので、我々としましても、今般、「こどもまんなかプラン」というものを作る予定でございまして、そこで、こどもまんなか社会という、社会全体でこどもを見守っていきましょうという社会づくりを目指して、プランづくりに取り組んでいるところでございます。

そういった社会全体で、結婚とか、子育てなどに前向きに取り組んでいけるような雰囲 気づくりも、重点的に考えていきたいと思っております。以上です。

(鎌田委員長) ありがとうございます。はい。渡辺委員お願いいたします。

(渡部委員) 私は南会津なんですが、正直言って南会津や会津地方ですと、今ここに70%の人が結婚望んでいると書いてありますけど、本当でしょうかと感じます。というのも、半分の若者がまず結婚したがらない。今おっしゃったように社会全体の不安があったり、この先どうしたらいいのかっていう不安がある。保健福祉部だけでなく、県全体として考

えていかなきゃいけない。

一つは教育が大切。小さいときからの教育でもって、結婚して、次の世代にちゃんとバトンタッチできるような教育と、体制づくりが必要である。

そしてあまりにも、今は便利に快適になりすぎた。正直言ってひととおり食品なんかは チンすれば良いと、そういう時代になりすぎちゃったんじゃないか。自分で作って自分で 食べるという意識が非常におろそか。これは保健福祉部だけじゃなくて、県全体として、 教育も含めいろんな分野でも考えていかないと。ここだけで悩んでも解決になりません。 ですからみんなで知恵を出し合って、教育ではこう、建設ではこう、と取り組んでいかな いと、うまくいかないと思っております。

南会津では、高齢化がすごい勢いで進んでいます。県は大変でしょうけれど、やっぱりここだけで解決する問題じゃないので、ぜひとも、県全体で顔を合わせてもらって、しっかり、県を盛り立ていただきたいなと思っております。以上です。

(鎌田委員長) ありがとうございます。ただいま結婚に関する、次世代への支援についての貴重なお話がありました。県全体で取り組むべきという意見でございましたが、関係部署の課長さんいかがでしょうか。

(こども・青少年政策課長) こども・青少年政策課長の斎藤です。

御指摘のお話ですが、全くそのとおりだと思っております。知事も、少子化対策につきましては、総合政策であると申しております。我々の分野だけではなく、あらゆる県政の分野において、結婚子育てというよりも、御指摘のありました、教育委員会との連携も含めまして、住宅や食糧の問題であるとか、全てがこの問題に関わってくる分野であり、課題だと思っております。そういった観点から、県庁一丸になって取組を進めてまいりたいと考えております。

県においては、人口減少にかかる対策本部を知事を筆頭として設置しておりまして、関係課によるワーキンググループを立ち上げまして、様々な観点から県政に横串を刺しまして、総合的に政策を推進して、それでようやく出生数、婚姻数を反転させられるのではないかと考えております。

危機感を全庁的に共有しながら、様々な施策をそれぞれの分野において進めてまいりたいと考えております。以上です。

(鎌田委員長) 渡辺委員よろしいでしょうか。はい。篠原委員お願いいたします。

(篠原委員) それでは26ページの介護の仕事と魅力の発信事業についてですが、ここに若手介護職員を高校に派遣するという部分があるのですけど、果たしてそういった施設で若手職員を派遣してやるほどの余裕があるのか。今、介護施設の人材不足というのは、すごく深刻な問題だと思うんです。

それで介護の専門学校も閉鎖になったりとか、今県の社会福祉関係でやってる修学資金の貸付け、これも減少傾向にあるという状況の中で、果たして、そういったものが良くなるのか。そしてまた、介護は魅力があるのかっていうことが一番の問題だと私は思うんですよ。

それにはいろんな問題があって、その介護施設が自分たちの職員の待遇とか、教育をしっかりやっているのか。その辺もやはり一抹の不安があると考えますので、若手職員を派遣するということであれば、施設に御協力をいただくということをひとつお願いしたいなと。

また、先程から結婚の話があるのですが、今全国的に出生数が下がってるんです。全国に75万人以上いるこどもたちが、今半分ぐらいですかね、もう35万ちょっとぐらいということで、75万人を割るだろうと。もうこれは25年ぐらい低下し続けている。恐らく福島県でも1万人を割ると、そういう傾向が続いてると思うんです。

結婚しない理由に何があるかっていうと、1番は経済的な問題、それから、今核家族化

が進んで、じいちゃんばあちゃんと一緒に過ごさない。そうすると自分が結婚するときに不安を感じてしまうということも一つの原因になってるんじゃないかと思うんですよ。ですから、そういったところを、もう少し詳しく分析して、昔であれば20歳過ぎたら結婚ということ考えたんだけど、今はもう結婚しないで気楽に暮らしてた方がいいということになるんで、その辺をもう少し慎重に審査とか調査してみたら良いのかなと思います。以上です。

(鎌田委員長) はい。ありがとうございます。二つ質問がございました。まず介護の人材についてです。よろしくお願いいたします。

(社会福祉課長) 社会福祉課長でございます。貴重な御意見ありがとうございます。

確かに委員おっしゃるとおり、なかなかどこの施設も人材確保というのは非常に苦しんでいると聞いております。かつ介護の関係ですと、採用だけではなく、定着にもいろいろ苦しんでいらっしゃるという状況でございます。その中で介護福祉士というのができたのがおおよそ40年ぐらい前、資格ができたと思うんですが、こういうまだ歴史が浅いため、小中学生から高校生まで、介護という仕事が、まだお仕事としてイメージが多分固まってないのだと思っております。

例えば看護師であれば、戦前からあって、戦後に法律ができて、実際に看護師という仕事は社会的に浸透しているというのがございますが、介護士の場合、なかなかそこまで浸透しているかというと、なかなか難しい状況にあると思っているとこでございます。

私どもとしては今申し上げたとおり、まず小学生、中学生から介護とはこういう仕事なんだということを理解してもらう。介護とはこういう地域に役立つ仕事で、あるいは地域で働ける仕事なんだということを理解してもらおうと思っているとこでございます。

こういう中で高校あるいは大学からの卒業者が就職するというときに、介護という選択 肢を、こどもたちに選んでもらいたい、いろいろ選択肢として、何とか理解していただけ ないかなと思ってございます。

二つ目として、施設の若手職員が高校に行くというのは、おじさんおばさんの年代が高校生に話すのと、若い世代が話すのとでは、伝わり方が違うと思っております。そういった観点から、ピアカウンセラーという言葉もございますけれど、若い世代の、介護で働き始めて、まだ数年という若い世代の社会人に高校に出向いていただいて、近い年代のお兄さんお姉さんからお話を聞くという事業でございます。介護の職業選択の一助になればと思って取り組んでおります。以上でございます。

(篠原委員) 実は今日11月11日は介護の日なんですよね。施設では毎年、新聞広告を掲載して、介護という仕事を広報している。たまたま今日は新聞休刊日で掲載ができなかったと。私は別に介護事業者ではないのですが、いつも会議に出ると、介護施設の人材不足という、本当に大変な話が出てくるわけです。施設を経営している中で、人手を集められないというのは、行政に頼り切ってる部分も多少あると思います。これが一般の会社であれば、倒産するようなものです。一時期ベトナムとか、中国とか、フィリピンから人を呼んでやるという話もあったようですけれど、なかなかその辺もうまくいかないですから、やはり日本に住んでいる若い人たちが、介護というものに興味を持つようなことをこれから進めていかないと、この問題はいつまでたっても解決できないと私は考えております。とにかく今日、皆さん御存じだと思いますが、新聞掲載がなかったけれど、介護の日ということでございます。以上です。

(鎌田委員長) ありがとうございます。はい。社会福祉課長にお話しいただいて、その後、 こども・青少年政策課長お願いします。

(社会福祉課長) 今日は介護の日ということで御紹介いただきましたが、実はこの同じ時

間帯に、中堅の介護職員の表彰式を福島市で行っているところでございます。

私どもとしては若手職員については、お互いに、横のつながりや、情報共有の場を7月に若手職員で全県的な職員を集めて実施しているところでございまして、本日は中堅の職員に対しての表彰を行っております。

あと今お話があったとおり、採用・育成・確保・定着に関しては、私ども県としては一生懸命頑張りますけれど、今委員からあったとおり、地域や市町村、あるいは施設等も一緒になって、介護人材を確保するという手だてについて、考えなければならないところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

(鎌田委員長) それではこども・青少年政策課から少子化の問題ということでよろしくお願いいたします。

(こども・青少年政策課長) こども・青少年政策課長の斎藤です。

結婚の意識についてさらに調査を深める必要があるのではないかというような御指摘だと思います。先ほどの回答させていただいた中に、「こどもまんなかプラン」という話をさせていただきました。プランを今年度作っているところなのですが、その前提として、 県民の意識調査を実施しております。

20歳から49歳の県民の方を無作為に抽出して、手元に資料がないため概数になりますが、5,000以上のサンプル数を収集することができました。その中で、結婚に対する意識等も聞かせていただいております。このデータにつきましては、我々、こども・青少年政策課のホームページでローデータを公表させていただいております。

そのデータを分析することによって、様々なクロス集計を行って、男女別、あるいは、 年齢別、地域別、そういった中でどういう層の方がどういう悩みを持っているのか等を分析することが可能となっております。

我々としましても、どのような地域のどのような年齢の方が、どのような悩みを持っているのかその辺をしっかりと分析しながら、今後の施策に生かしていきたいと考えております。以上です。

(鎌田委員長) はい。ありがとうございます。 吉原委員よろしいでしょうか。

(昔原委員) 「こどもまんなか」って、こども家庭庁が打ち出していることじゃないかと 私は思うんですよ。それにのっとって福島県も計画を策定する形になるんじゃないかと思 うんですが、福島県独自のものはないのでしょうか。

(鎌田委員長) こども・青少年政策課長よろしくお願いいたします。

(こども・青少年政策課長) こども・青少年政策課長の斎藤です。

こども家庭庁で、こどもまんなかといった理念を打ち出しているのはそのとおりでございます。その前提として、こども基本法が昨年の4月に施行されております。それを踏まえて、国ではこども大綱を、昨年の12月に閣議決定しているところでございます。

このこども大綱に基づきまして、各都道府県、市町村においては、県別、あるいは市町村別のこども計画を作りなさいという定めになっております。

そういった法令上の要請を踏まえまして、こどもまんなかの理念をこのプランの中に、 盛り込みながら、我々としても、計画を作ってまいりたいと思っております。

こどもまんなかプランとあわせて、今まで既存のプランありますので、そういったものを包括しながら、総合的なこども施策、県の総合的なこども施策の羅針盤となるものを作ってまいりたいというふうに思ってございます。以上です。

(鎌田委員長) はい。ありがとうございます。

若者支援というキーワードが抜けているかなというふうに個人的には思っておりまし

て、若者の貧困も進んでおりますので、その辺りもまた御検討いただけるとありがたいな と思います。時間が迫ってまいりましたので、そろそろよろしいでしょうか。

事務局におかれましては、各委員の意見を踏まえながら、引き続き進行管理していただきたいと思います。

(鎌田委員長)次に、議題3「県立社会福祉施設のあり方について(意見具申・案)」です。

前回の審議会で設置した、県立社会福祉施設のあり方専門分科会において、関分科会長をはじめ、専門分科会委員の皆様に、3ヶ月間にわたり、県立社会福祉施設のあり方について、調査・審議していただきました。

そして、資料3-1のとおり意見具申(案)としてまとめていただきました。 関分科会長から意見具申(案)について、御説明願います。

(関分科会長) 県立社会福祉施設あり方専門分科会長を務めました関です。

私から県立社会福祉施設のあり方(意見具申・案)について御説明いたします。まず、調査審議の概要についてでございます。資料3-1「県立社会福祉施設のあり方について(意見具申・案)」の23ページを御覧ください。今回の見直しの対象となっている施設は、県立社会福祉施設のうち入所施設11施設と太陽の国関連施設8施設でございます。

次に、25ページを御覧ください。上の専門分科会名簿にありますとおり、8名の委員で議論してまいりました。会長を私が務め、副会長を吉田委員に務めていただきました。また、下の審議経過にありますように、令和6年6月11日の第1回社会福祉審議会において県立社会福祉施設のあり方専門分科会の設置が決まりました後、7月から10月まで3回にわたり分科会を開催し議論してまいりました。

具体的な議論につきましては、資料 3-2 を御覧ください。こちらが分科会における委員からいただいた主な意見とその対応を整理したものです。実際には、ここに記載した以上に貴重な御意見を多数いただいておりますが、資料としては、意見具申に関係のあるものを抜粋し取りまとめました。この資料に記載のとおり、各委員には熱心な御議論をしていただき、特に、第2回分科会においては太陽の国の各施設を現地で視察させていただきました。実際に施設を見ることで、入所者やその家族の立場に立った議論につなげることができたと感じております。

次に、意見具申(案)の構成について御説明いたします。資料3-1の2枚目に「目次」がございますので、御覧ください。冒頭にございます、「はじめに」で見直しの基本理念を掲げております。

次に、1、2において現状を整理した上で、「3県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」において、今後、県が力を入れていくべきポイントを整理しております。その上で、4として県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性をまとめております。

最後に、「むすびに」の中で、今後、県が見直しを実行するに当たっての留意事項等について記述しております。

それでは、意見具申(案)の中身について御説明いたします。資料3-1の1ページの「はじめに」を御覧ください。1段落目では、これまでの経緯や、前回見直しの成果をまとめております。2段落目では、当審議会においてこれまで改定に携わってきた、「福島県保健医療福祉復興ビジョン」や「福島県地域福祉支援計画」等で掲げてきた理念を引用しております。3段落目では、「利用者一人一人のニーズに対応した適切なサービスの提供」という部分は前回の意見具申を継承しつつ、「個人の尊重」そして「権利擁護の推進」という昨今ますます重要となっているフレーズを盛り込んでおります。

これらは分科会の中で複数の委員から意見があったキーワードであり、今回の意見具申の基本理念にあたります。

次に2ページを御覧ください。「1県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性」で

ございます。「(1)社会情勢の変化による新たな課題等」ですが、「①法制度の改正等」の中で、前回の見直し以降、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行や、 児童福祉法の改正などにより、支援制度が見直されている事実を記述しております。

次に、「②施設利用者の状況の変化」の中で、それぞれの施設を利用されている方々の 状況やニーズの変化を4ページにかけて記述しております。詳しくは、後段の各施設のパートで説明いたします。

4ページの(2)見直しの必要性においては、社会情勢の変化による新たな課題等を踏まえ、改めて県立社会福祉施設及び太陽の国の見直しを行う必要がある旨を記述しております。

次に、5ページを御覧ください。「2県立社会福祉施設の役割」についてですが、こちらは前回の意見具申を踏まえながら、主に第1回、第2回の分科会において議論しております。「(1)県が果たすべき役割」については、分科会の議論を踏まえ、①には「厳しい人口減少の局面における地域福祉の最後の砦、②には「民間企業との連携・協働」、③には「先進的なサービスや考え方」「県立施設の職員の資質や技術の向上」「事業者への適切な指導監査や研修事業の実施」といった要素を、新たに盛り込んでおります。

特に③については、福祉施設における虐待事案なども踏まえ、県の役割として重要だという意見がありました。「(2)民間に期待されている役割」については、実際に民間の施設を経営している立場から、「福祉が必要な人々を社会全体で支えていく」という意見があったため、③に、新たに付け加えております。

次に、6ページを御覧ください。「(3)今後、県に求められる役割」については、前回の考え方を継承しつつ、冒頭に掲げた「権利擁護の推進」及び「個人の尊重」の観点から、③において、入所者が抱える個々の課題への対応についても言及しております。

また、25行目以降において、民間への移譲について触れております。前回意見具申時点からの取組の進展を踏まえ、「これまで民間に任せられる施設を民間に移譲してきた経緯と実績を考慮し、現存する各施設の移譲の可能性については、引き続き慎重に検討していくべきである」としております。

次に、7ページを御覧ください。ここまでの理念や議論を踏まえ、各施設の抱える課題に対応するため、県として力を入れていくべきポイントについて、①~⑤のとおり整理しております。①~③はおおむね前回の意見具申を踏襲しつつ、分科会の議論を反映しております。④及び⑤については、分科会の議論等を踏まえ、今回新たに追加しております。これらの基本的な方向性を踏まえ、「県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」について、次ページ以降で整理いたしました。

それでは、8ページを御覧ください。各施設のこれからの方向性について説明いたします。なお、施設の役割やこれまでの見直しの状況等につきましては、第1回社会福祉審議会において事務局から説明した内容と大きな変更はありませんので、説明を割愛します。

はじめに、「女性自立支援施設」の「女性のための相談支援センター」です。

課題等につきましては、20行目以降を御覧ください。性的被害を受けた女性や若年女性なども含め、様々な困難な問題を抱える女性が支援対象となり、多様化・複雑化した課題に対応する支援スキルが求められている。という課題がございます。

今後の方向性につきましては、25行目以降を御覧ください。本施設は法定必置機関であるため、今後も県が運営する必要があるということをはじめに確認したうえで、支援対象が拡大されたことを踏まえ、一層の支援スキル向上を図る必要がある。という形で整理しております。

次に、9ページを御覧ください。「児童自立支援施設」の「福島学園」です。課題等につきましては、17行目以降を御覧ください。非行行為よりも虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱える児童の入所が増えてきており、児童の状況に応じた支援を行う必要がある。また、寮舎が現代の生活スタイルや入所児童の特徴に合わなくなってきていることや、経年劣化に伴い施設や設備が老朽化している。という課題がございます。今後の方向性につきましては、25行目以降を御覧ください。本施設は法定必置機関であるため、今後も県が運営する必要があるということをまず確認したうえで、虐待や発達障がいに起因

する問題行動を抱える児童への支援については、引き続き、児童相談所との連携を図りながら、取り組んでいく必要がある。あわせて、計画的な施設の修繕や設備等の更新を行い、 生活環境の改善を進めていく必要がある。という形で整理しております。

次に、10ページを御覧ください。「若松乳児院」です。課題等につきましては、18行目以降を御覧ください。指定管理候補者が県と協力して事業を展開することとなり、県が求める乳児院の機能が適切に整備されるよう進行管理を行い、指定管理者制度への円滑な移行を目指している。という状況でございます。今後の方向性につきましては、23行目以降を御覧ください。指定管理者制度への移行を引き続き適切に行っていく必要がある。なお、令和2年3月に公表した「新たな乳児院に係る基本構想」を踏まえ、指定管理者制度への移行から10年後を目途に民間移譲に向けた検討を進めていく必要がある。という形で整理しております。

次に、11ページを御覧ください。「医療型障害児入所施設」の「総合療育センター」です。課題等につきましては、20行目以降を御覧ください。分科会でも議論になりましたが、県内全域からの受診・相談希望が増加しており、初診までの待機期間が長期化している。また、医療的ケア児支援センターについて、医療的ケア児の認知の高まり等により、県内全域からの相談が増加しており、地域における支援体制の整備が必要になっている。さらに、施設や医療機器・設備が老朽化しており、計画的な修繕や更新が必要になっている。という課題がございます。今後の方向性につきましては、30行目以降を御覧ください。本県の療育体制の中核機関としての機能を強化しながら、引き続き、県立施設として運営していく必要があるということを確認した上で、また、地域療育体制を支援する拠点機関として、専門性向上のための研修等により、地域での支援体制の充実に取り組む必要がある。あわせて、施設や医療機器・設備の老朽化への対応として、計画的な施設の修繕や設備等の更新を進める必要がある。という形で整理しております。

次に、12ページを御覧ください。「福祉型障害児入所施設」の「大笹生学園」です。 課題等につきましては、17行目以降を御覧ください。在宅ニーズの高まりから地域事業 所等での受入れが進んできたことなどにより、県内障害児入所施設の入所率が低下してい る。また、専門性の高い処遇を必要とする児童が多い傾向にある。という課題がございま す。今後の方向性につきましては、25行目以降を御覧ください。県内の障害児入所施設 の入所率が低下していることから、民間施設も含めて県全体の需要を見極めながら、指定 管理者制度への移行も含め、運営のあり方を慎重に検討していく必要がある。また、専門 性の高い処遇を必要とする児童への対応については、児童相談所や医療機関等と連携しな がら、支援体制を整える必要がある。という形で整理しております。

次に、13ページを御覧ください。「ばんだい荘わかば」です。課題等につきましては、14行目以降を御覧ください。年齢が高くなり家庭での養育が困難になったケースや行動障害や発達障害、さらに重介護状態にある入所者が多くなっている。 なお、在宅ニーズの高まりによる障害児通所支援事業所等の受入体制整備が進んだことなどにより、入所児童数の減少が見込まれている。また、精神障がいを併せ持つ知的障がい児やてんかん等の医療的ケア等を必要とする入所児童が増えている。という課題がございます。今後の方向性につきましては、23行目以降を御覧ください。入所児童数が減少傾向であることを踏まえ、適切な定員数について検討を進める必要がある。また、専門的なケアを充実させるために必要な人材の要請や医療機関等との連携を図る必要がある。さらに、必要な修繕の実施や適正な定員規模を検討しながら、引き続き県立施設として、一体的な仕組みによる運営を行っていく必要がある。という形で整理しております。

次に、14ページを御覧ください。「障害者支援施設」の「太陽の国ひばり寮」です。 課題等につきましては、17行目以降を御覧ください。高齢化に伴い身体機能の低下により介護度が上がったり、車いす利用が増加するとともに、高齢化・重度化により喀痰吸引等の医療的ケアを要する入所者が増加している。また、重介護状態にある入所者が多くなり、要望する地域生活の移行先では、十分な支援が得られない等の理由から、入所期間が長期化している。なお、ひばり寮は居室、廊下、トイレ等が狭く、十分なスペースが確保されていない。という課題がございます。今後の方向性につきましては、27行目以降を 御覧ください。引き続き身体障がい者の県立施設として運営し、入所生活における個人の 尊重を図るため、プライバシーや高齢化にも配慮した施設の大規模改修等を進める必要が ある。また、専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携 を図る必要がある。という形で整理しております。

次に、15ページを御覧ください。「太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘」です。 これら3施設は、主に知的障がい者のある方に対する支援を行う施設で課題等がほぼ同じ であることから、1つの項目にまとめております。

課題等につきましては、16行目以降を御覧ください。高齢化に伴い身体機能の低下により介護度が上がったり、車いす利用が増加している。また、高齢化・重度化により喀痰吸引等の医療的ケアを要する入所者や精神障がいを併せ持つ知的障がい者が増加している。この他、重介護状態にある入所者が多くなり、入所期間が長期化している。また、かえで荘は居室、廊下、トイレ等が狭く、十分なスペースが確保されていない。という課題がございます。今後の方向性につきましては、28行目以降を御覧ください。引き続き身体障がい者や知的障がい者の県立施設として位置付け、入所者の人格・人権等の尊重を第一として運営するとともに、高齢化・重度化に対応したケアを提供していく必要がある。また、かえで荘については、プライバシーや高齢化による身体機能の低下にも配慮した建替等を進めていく必要がある。という形で整理しております。

次に、16ページを御覧ください。「ばんだい荘あおば」です。課題等につきましては、13行目以降を御覧ください。行動障がいや発達障がい、さらには重介護状態にある入所者が多くなり、入所期間が長期化している。また、重度行動障がい者の入所希望や、医療的ケア等を要する入所者が増えている。なお、児童福祉施設のわかばから引き続きあおばへ入所するケースもあることから、一貫したケアのニーズがある。という課題がございます。今後の方向性につきましては、23行目以降を御覧ください。ばんだい荘わかばとおおむね同じ方向性になりますが、専門的なケアを充実させるために必要な人材の養成や医療機関等との連携を図る必要がある。また、必要な修繕の実施や適正な定員規模を検討しながら、引き続き県立施設として、一体的な仕組みによる運営を行っていく必要がある。という形で整理しております。

次に、17ページを御覧ください。「太陽の国クリニック」です。課題等につきましては、17行目以降を御覧ください。医療従事者の確保が困難であること、太陽の国施設入所者の高齢化や、施設の老朽化という課題がございます。今後の方向性につきましては、23行目以降を御覧ください。太陽の国施設入所者が安心して生活するためには、定期的・継続的な健康管理を行い、迅速に医療的ケアを提供できる体制が不可欠であり、医療機関が必要である。引き続き、医師を始めとした医療従事者の確保を図るとともに、重度の障がいを抱える入所者が高齢化している実態に対応できるよう、機能や規模についての見直しを継続する必要がある。また、入所者だけではなく、地域に開かれた医療機関としての役割を果たしていくとともに、クリニックの役割を踏まえた上で、施設の老朽化に対応するための大規模改修等を進める必要がある。という形で整理しております。

次に、18ページを御覧ください。「太陽の国交流センター」です。課題等につきましては、18行目以降を御覧ください。会議室の活用ニーズが減少している上、新たに建て替えた入所施設には家族室や交流スペース等が整備されている。また、地元自治体と連携した利活用策も定着が難しく、令和5年4月の宿泊機能廃止以降は、食堂も利用者が減少している。という課題がございます。今後の方向性につきましては、28行目以降を御覧ください。

宿泊機能廃止後の利用状況や現状のニーズを踏まえ、交流センターの機能や役割について、 他施設での代替可能性を含めて検討をしていく必要がある。検討結果を踏まえ、施設機能 が他の施設で代替可能な場合は、計画的に施設を廃止していく必要がある。という形で整 理しております。

次に、19ページを御覧ください。「勤労身体障がい者体育館」です。課題等につきましては、16行目以降を御覧ください。利用者が固定化され新規利用は伸び悩んでいるものの、地域の障がい者スポーツ団体や一般団体に利用されていることから、施設機能の維

持に最低限必要な修繕工事を実施している。という状況です。今後の方向性につきまして は、23行目以降を御覧ください。

将来的に大規模修繕や建替が必要になるまでは、障がい児者や関係者が利用しやすい施設として、安全性を確保しながら、引き続きその役割を果たす必要がある。また、新規利用者の獲得のため、地域への効果的な周知広報を検討していく必要がある。という形で整理しております。

次に20ページの④を御覧ください。「太陽の国管理センター」です。

共通施設であるため、太陽の国各施設の見直しを踏まえて、必要な機能を検討し、計画的 に修繕していく必要がある。という形で整理しております。

次に20ページの⑤を御覧ください。「給食センター・洗濯センター」です。

両施設は、運営の効率性を検証しながらも、入所者の生活の質に直結するサービスであることを考慮した上で、今後の方向性を検討する必要がある。という形で整理しております。 次に20ページの⑥を御覧ください。「終末処理場」です。

県立施設には合併浄化槽が設置されているため、社会福祉事業団に移譲した施設の浄化槽の設置状況を踏まえ、計画的に施設を廃止する必要がある。という形で整理しております。 次に21ページの⑦を御覧ください。「エネルギーセンター」です。エネルギーセンターは廃止済みですが、地下の重油タンクを計画的に撤去する必要がある。という形で整理しております。

最後に22ページの「むすびに」を御覧ください。8行目以降を御覧ください。県は本提言を踏まえ、早急に方針を固め、具体的な手順・方策や時期など、きめ細かに検討していく必要があるとしております。以降の3段落で、今後、県が見直しを実行するに当たっての留意事項等について、大きく分けて3点述べております。また、24行目を御覧ください。分科会において意見のあった部分ですが、「本意見具申は、県立社会福祉施設のあり方にかかる意見を取りまとめたものであるが、根底には、障がいを持つ人や高齢者などに優しい社会が子育てしやすい社会にもつながっていく」という理想像について、触れております。以上で説明を終わります。

(鎌田委員長) ありがとうございました。

この意見具申(案)は、当審議会の代表として指名させていただいた専門分科会委員の皆様に取りまとめていただきました。お忙しい中、熱心に御議論いただき、ありがとうございました。この意見具申(案)について、審議会委員の皆様から御意見・御質問等をいただきたいと思います。皆様から御質問等はございますか。倉持委員お願いいたします。

(倉持委員) すいません。質問と意見にわたるんですが、8ページの女性のための相談支援センターのところで、「利用者の状況の変化と最後の課題を踏まえた今後の方向性」というところで、「性的被害を受けた女性や若年女性なども含め、様々なものを抱えた女性が支援対象となった」という記載があるのですが、私の認識というか、理解としては、この「若年女性とか性的被害を受けた女性」などは、むしろ今までも保護の対象になっていて、その前のこれまでの見直し状況等の中に出てくるような、例えば貧困と疾患とか、障害とか、そういったのを複合的に抱えていてなかなか対応困難な方がむしろ今まで困難過ぎて対象外になっていたというところがあって、支援法ができて、そういった複数の困難を複合的に抱えているような女性こそ、きちんと県なりで支援していきましょうということで、支援法ができたのかなと思っておりました。

福島県では、もともとそういった女性を対象外にされてきたような形であれば、こういう書き方でもいいのかなと思うんですが、私の認識としては、県の女性センターがむしろこういったパターンに対応していただいていた印象もあります。

どういった経緯でこのような表現になったのかという質問と、意見としては、むしろ「これまでの見直し状況」等の中に書いてあるような、「貧困や心身の疾患等の課題を複合的に抱えた女性が対象になった」みたいな表現にしていただいた方が、より適切なのではないかと思ったので、そういったことで質問と意見等述べさせていただきます。

(鎌田委員長) これにつきましては、事務局で御対応いただくということでよろしいでしょうか。はい。お願いいたします。

(児童家庭課長)はい。児童家庭課長の猪狩と申します。御質問ありがとうございます。 委員のおっしゃったとおり、これまでも、女性の相談支援センターにおいては、支援をしてまいったところでございます。ただ、今回このような表現とさせていただいたのは、改めて法律の施行で明記されたものを反映したところでございます。

(鎌田委員長) 倉持委員いかがでしょうか。

(倉持委員) はい。そうだとすれば、何かこういった女性たちを支援するっていう今までもやってきたことで、別に改めて今後の課題として明記していただく必要がないのではないかと思います。この「性被害を受けた女性や若年女性」というところ、この表現だとこういった女性たちは、「今まで支援してなかったけど今後こういった女性たちを支援する」という記載ぶりに見えるので、こういった女性たちは、むしろ福島県では今までも支援してきていただいたと私は思いますので、そうであれば、私が先ほど申し上げたような、「これまでの見直し状況」等の中に記載があるような、「貧困や心身の疾患等の問題等を複合的に、抱える女性が支援対象となり」とか、そういった女性を支援していくみたいな表現にしていただいた方が、法の趣旨やセンターが今後どういった活動をしていくべきなのかという方向性がはっきりしていくと思うので、そういった表現に変えていただけないでしょうか。

(児童家庭課長) はい。ありがとうございます。その辺を踏まえて修正、検討してまいりたいと思います。

(鎌田委員長) はい。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。はい。吉川委員お願いいたします。

(吉川委員) 太陽の国のけやき荘・かしわ荘・かえで荘ということ15ページで説明がありまして、当初の目標としては「県立として運営するか社会福祉法人と移譲するか検討する」という方向性を踏まえて検討されてきたと思いますが、指定管理者ですと、5年に一度の公募で受託事業者が決まるということで、5年ごとに変わるかもしれないということもあり、長期視点に立った専門性を持った職員の育成が難しくなっているのかと思っております。

先ほど新聞報道等で、けやき荘では虐待があったということで、それが発覚するまで長期間かかったという件も関連していると思っております。いわゆる障害者施設は三障害一緒になったために、精神障害の方であったり、知的や身体の方が入ってくるところで、職員は非常に高度な専門性を求められるのかなと思います。長期視点に立った人材育成が大変重要なので、民間移譲が難しいということであれば、事業団が長期的に施設を運営できるような環境整備みたいなことが必要なのかなと思いました。

あとは、先日けやき荘の視察をする機会がありまして、古い施設と新しい施設を見学させていただきました。新しい施設は本当にもう雲泥の差で、木造でつくられた、非常に広々とした施設になっておりました。ただ職員さんの説明では、コロナ発生以降なんでしょうけど、非常にコロナに対するリスクを考えて、広々とした食堂は年に数回の行事の時だけ使っていて、普段の食事は別にしているってお聞きしました。

今後、そういう新しい施設を建設する場合には、高齢者施設のようにユニット単位にリビングなどを設けて、小人数で落ちついた食事ができるような施設整備を、検討されるといいのかなと思います。特に、職員さんが入所者を朝昼晩と移動させる労力もかなり大変だとお聞きしております。ITとか使って生産性向上もありますが、施設を職員さんの移

動を少なくしながら、しかも利用者さんにとっても移動しやすいようなユニットに設計し、 リビングで食事をするようにすれば、より効率的ですし、感染症発生時も、ゾーン分けな ど臨機応変な対応ができるようになると思いますので、検討をお願いいたします。以上で す。

(鎌田委員長) はい。ありがとうございます。

2点ほど、職員の長期的な視点での育成であるとか、ユニット化というようなお話が出ましたが、御担当の課長さん、はいお願いいたします。

(障がい福祉課長) 障がい福祉課の大島と申します。

御意見いただきまして、誠にありがとうございます。

順番として前後しますが、まず2番目の質問につきましては、やはり今後の施設のあり方を検討するに当たって、目の前にすでに整備をした施設があることで、そこでうまくいってるところと、うまくいってないところを検証しながら、次の施設整備を考えていかなければいけないと思っています。あと、やはり現場で、もちろん入所されてる方のことも大事ですけれども、中で働く職員の働き方、使い勝手というものも、検証していく必要があります。コロナがあって、建てたときと状況が変わってきている中で、感染対策ということもり、お部屋で食事をとる方が多いという話も伺っているのですけれども、広くなることによって職員の移動が大変だとか、私も直接施設にお伺いする機会があって聞いておりますので、現場の方も踏まえて、どういう施設が望ましいのかということを、丁寧にお聞きして、御意見を出していただいて、そこから施設のあり方というのを考えていくことが、今後必要になっていくと考えております。

1点目の指定管理の件ですが、なかなか制度的なところで5年という区切りがあるのは やむを得ないと思っておりますが、やはり虐待とか問題が起きている施設でもありますの で、長期的な目線での職員の育成をしっかりやっていったり、あと今回のあり方にも書か れておりますけれども、職員の専門性をいかに担保していくかというところも課題になっ てくると思いますので、当面は、今指定管理を受けている事業団と協議をしながら、しっ かり取組をさせていただければというふうに考えております。

(鎌田委員長) 吉川委員いかがでしょうか。

(告川委員) はい。ありがとうございました。

(鎌田委員長) ございませんでしょうか。はい、原委員お願いいたします。

(原委員) 二つほどお願いしたいんですが、認識不足で間違いがあったらごめんなさい。まず一つは女性のための相談支援センターについてですけれども、先ほどからのお話にあるように、困難を抱える女性の支援っていうことも大事だと思うし、支援スキルの向上も大事だと思うんですけど、恐らくそこにお子さんも一緒に入ってくることもあると思うので、そういったお子さんに対する支援なり、保育士さんとかが入ったりすると思うんですけど、そういった環境なりについての御配慮についても、どこかに入れていただくか、認識していただけると大変ありがたいなというのが一つです。

それからもう一つが、医療型障害児入所施設の総合医療療育センターについてなんですけれども、医療型障害児入所施設は、例えば福島病院とかいわき病院とかもそうだと思うんですけれども、そこと違って総合医療療育センターは、やはり診療支援体制とかがすごく求められていて、だから県内からの受診相談が非常に多いと思うんです。

ここに関しての今後の方向性は、どちらかというと、「地域療育体制を支援する拠点」として専門性向上に向けて取り組む必要があるってことは書いてあるのですが、できればもっと、この拠点を増やすなり、大笹生学園が福祉型ではあるのですけれど、そこに医療型の機能も持たせて、福島市内にもそういった拠点やハブを整備する可能性とかは今後あ

るのかも含めて、充実の内容をどう考えておられるのかを教えてもらえればと思いました。

(鎌田委員長) ありがとうございます。1点目の、こどもさんの件とそれからあと2点目の医療的な県内ハブ拠点づくりといったようなことで、いかがでしょうか。

(児童家庭課長) 児童家庭課長の猪狩と申します。委員おっしゃったとおり女性のための相談支援センターにつきましては、小さいお子さんも一緒に入る場合がございます。どのように記載できるか今お答えできないですけれど、検討させていただければと思います。あともう1点につきまして、今は回答を持ち合わせませんが、今後、県がどのような対応ができるかは引き続き検討してまいりたいと思います。

(鎌田委員長) ありがとうございます。本当に医療的ケア児も増えていて、ハブっていうのは非常に重要なポイントですよね。よろしくお願いいたします。

(鎌田委員長) 本日、予定しておりました議事については、以上でありますが、各委員の 皆様からその他何かございますか。

それでは、文言の修正も含め、先ほどの御意見への対応につきましては、事務局で整理 した上で、私に一任いただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(鎌田委員長) ありがとうございます。

県に対する意見具申については、私の手元で整理させていただくことにし、その対応状況につきましては、後日委員の皆様にお知らせするようにいたします。その上で、12月中旬までに正式に県に対し、意見具申することとします。事務局から補足することはありますか。

(保健福祉総務課長) はい、御説明いたします。

意見具申を受けて、年度内には県の対応方針をとりまとめたいと考えております。

(鎌田委員長) 本日予定しておりました議題は、全て終了いたしました。委員の皆様におかれましては、円滑な審議協力ありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

(**部企画主幹**) 長時間にわたり、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。 最後に、保健福祉部長の三浦よりご挨拶申し上げます。

(保健福祉部長) 本日は、誠にありがとうございました。

皆様からいただいた御意見を踏まえ、適切に施策へ反映させるとともに、今後も御意見 や御要望を丁寧に伺いながら、保健福祉行政の推進に取り組んでまいります。

本日はありがとうございました。

(部企画主幹)本日は、お忙しいところ、審議会に御出席いただきまして、ありがとうございました。以上を持ちまして、令和6年度第2回福島県社会福祉審議会を閉会させていただきます。長時間にわたり、御審議をいただきまして、ありがとうございました。